

# 現地調査等の通知に無反応な所有者等がいる場合の手続

**土地所有者等の所在が明らか**であるにも関わらず、**現地調査等の通知を複数回行っても反応がない場合、筆界案の送付後20日間**を経過しても意見等の申出がない場合には、当該所有者等から**筆界案の確認を得たものとみなして調査可能**（地籍調査作業規程準則30条3項、20条2項）

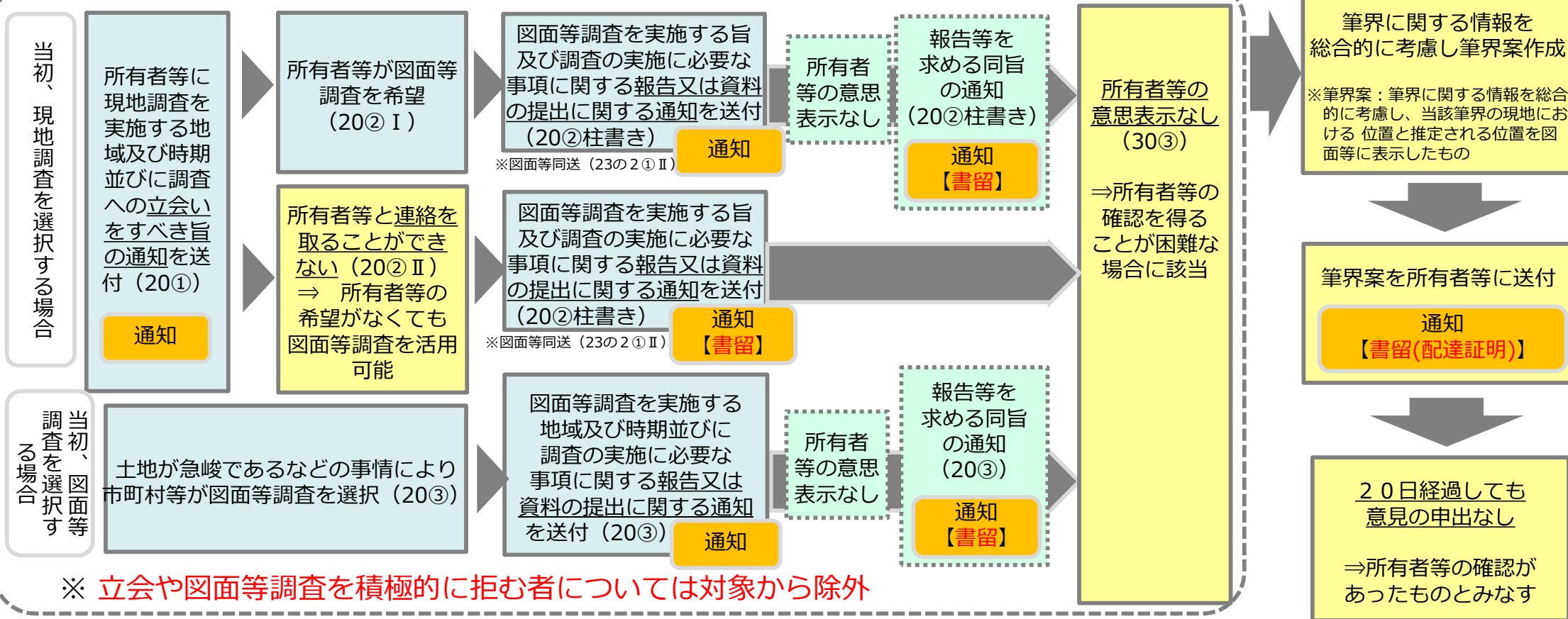
## 手続の流れ

: 新設手続

: 運用通知による手続

条番号：算用数字  
項番号：マル付き数字  
号番号：ローマ数字

### 「無反応所有者等」の適用条件



※通知の方法は、配達日や配達した旨を残す趣旨から、一部通知において書留等の方法を採用することを想定（令和6年6月28日付け地籍整備課長通知第307号）

※無反応所有者等に加え、所在不明所有者等がいる場合には、通常の所在が判明した所有者等の確認を経た場合同様、上記手続でみなし確認を得た筆界案を作成した旨を公告し、20日以上経過しても意見の申し出がなければ調査を進めることが可能（30④）